

返戻金制度

採用された被紹介者が入社後、弊社の責に帰すべき事由によらずして退職した場合には、弊社は何らの責任を負わないものとする。但し、採用された被紹介者が入社後以下の期間内に本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、弊社は成功報酬を以下の比率で求人企業に返還するものとする。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職：80%返還
- (2) 入社後1ヶ月を超えて2ヶ月以内に退職：50%返還
- (3) 入社後2ヶ月を超えて3ヶ月以内に退職：20%返還

なお、求人企業の被紹介者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。